

児童発達支援(児童発達支援センターで行う場合)

(1) 人員に関する基準

<p>① 従業員の員数等</p>	<p>児童発達支援センターで行う場合の、指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 嘱託医 1以上 □ 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 □ 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 □ 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 □ 児童指導員 1以上 □ 保育士 1以上 □ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>指定児童発達支援の単位 指定児童発達支援であってその提供が同時に一又は複数の障害児に対し</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> □ 栄養士 1以上 □ 調理員 1以上 <p>40人以下の指定事業所にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定事業所にあつては調理員を置かないことができる</p> □ 機能訓練担当職員 事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に配置する機能訓練担当職員を配置する場合、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 10px 0;"/> <p>主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、上記の従業者のほか、次の従業者を置かななければならない。この場合において、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上 □ 機能訓練担当職員 必要な数 事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る
------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ● 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、上記の従業者のほか、次の従業者を置かなければならない。この場合において、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる □ 看護師 1以上 □ 機能訓練担当職員 1以上 ● □ 嘱託医を除いて、以上の従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供にあたる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる ● □ 医療型児童発達支援センターには、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士及び作業療法士、児童発達支援管理責任者の他に、医療法に規定する診療所として必要な職員を配置すること
② 児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> □ 1以上
③ 管理者	<ul style="list-style-type: none"> □ 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置く □ ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(2) 設備に関する基準

① 利用定員	<ul style="list-style-type: none"> □ 利用定員 10人以上 □ 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員 5人以上
② 設備及び備品	<ul style="list-style-type: none"> □ 指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品 □ 指導訓練室の定員: おおむね10人とすること □ 指導訓練室の面積: 障害児一人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること □ 遊戯室の面積: 児童一人につき、1.65平方メートル以上とすること ● □ 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室および相談室は、障害児の支援に支障がない場合は設けないことができる。 ● □ 上記の設備のほか、主として知的障害児のある児童を通わせる指定障害児発達支援事業所は、静養室を設けなければならない ● □ 上記の設備のほか、主として難聴児を通わせる指定障害児発達支援事業所は、聴力検査室を設けなければならない ● □ これらの設備は専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

	<ul style="list-style-type: none"> □ 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けること □ 医療型児童発達支援センターは、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所のてすり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること
--	---

<p>その他 (運営の基準より一部抜粋)</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 指定障害児通所支援事業者等との連携等 指定児童発達支援事業者は、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない □ 健康管理 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の健康状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない □ 前項の規定にかかわらず、次の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれの健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、健康診断の全部及び一部を行わないことができる。この場合において、健康診断の結果を把握しなければならない ※児童相談所当における障害児の通所開始前の健康診断→通所開始時の健康診断 ※通学する学校における健康診断→定期の健康診断又は臨時の健康診断 □ 指定児童発達支援事業所の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない □ 非常災害対策 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない □ 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない
------------------------------	---